⑸財形融資資金貸付金	22,255,898,429	23,128,851,387	872,952,958
⑹福祉施設等設置資金貸付金	4,193,799,391		
貸倒引当金	△ 437,157,976		
	3,756,641,415	4,163,405,440	406,764,025
⑺破産更生債権等	3,169,665,607		
貸倒引当金	△ 2,334,682,553		
	834,983,054	834,983,054	0
⑻長期借入金	(102,041,618,000)	(104,792,717,379)	(2,751,099,379)
⑼財形住宅債券	(642,700,000,000)		
債券発行差額	(△549,441,500)		
	(642,150,558,500)	(647,578,074,421)	(5,427,515,921)

㈱　負債に計上されるものは（　）で示しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

⑴　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は金融機関から提示された価格によっております。なお、譲渡性預金の時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　金銭信託

金銭信託の時価は、金融機関から提示された価格によっております。

⑷　財形融資貸付金、⑸　財形融資資金貸付金

財形融資貸付金及び財形融資資金貸付金については、元利金合計額の将来キャッシュ・フローを、信用リスクを反映した割引率で割り引いて算定する方法によっております。

⑹　福祉施設等設置資金貸付金

福祉施設等設置資金貸付金については、信用リスクを反映させた元利金合計額の将来キャッシュ・フローを見積り、決済日に応じたリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。

⑺　破産更生債権等

担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当事業年度末日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した額としております。

⑻　長期借入金、⑼　財形住宅債券

長期借入金及び財形住宅債券の時価については、元利金合計額の将来キャッシュ・フローを、信用リスクを反映した割引率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金及び財形住宅債券には、一年以内に返済予定のものが含まれております。

７．資産除去債務に関する事項

当機構は、賃貸借契約に基づく事業所等の退去時における原状回復義務を有していますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

８．減損の兆候

⑴　使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要

用途	種類	場所
退職金機構ビル及び同別館	建物 構築物 土地	東京都港区 東京都港区 東京都港区

⑵　使用しなくなる日

退職金機構ビル及び同別館は、平成24年５月に事務所移転により使用しないこととしております。

⑶　使用しないという決定を行った経緯及び理由

退職金機構ビル及び同別館の土地及び建物は、中小企業退職金共済制度における余裕金の運用資産として所有し、事務所として使用しておりましたが、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、「建物の耐用年数（耐用年数50年）が経過した時点（それ以前であっても移転、売却が合理的となればその時点）で本部を移転し、土地を売却する」こととされたところであります。

退職金機構ビルは、平成20年５月の耐震診断で、「震度６強以上の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は倒壊する危険が高く、人的被害が生じる可能性があるため耐震補強の対策が必要である」と判定されたため、耐震補強工事を実施して、引き続き使用することを検討しましたが、耐用年数を考慮した場合の費用等を考慮し、耐震補強工事は実施しないこととなりました。

さらに、平成23年３月11日の東日本大震災により、ビルに損傷が生じたことから、耐用年数を待つまでもなく速やかに移転することが合理的であると考え、事務所の移転が決定されたところであります。

⑷　使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

退職金機構ビル本館及び別館（当事業年度末帳簿価額：土地3,260,000,000円、建物238,789,083円、構築物11,434,077円）については、事務所移転後の譲渡の条件・時期は決定していませんが、不動産鑑定評価額が帳簿価額を上回っているため、減損は不要と判断しております。

９．国庫納付に関する事項

⑴　不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価格等の概要

①　松戸職員宿舎、帳簿価額　３円

②　川越職員宿舎土地、帳簿価額　126,700,000円

⑵　不要財産となった理由

①　宿舎の建物調査の結果、老朽化が著しく、今後の維持管理が困難であることから廃止することが妥当と判断し、平成21年度末をもって入居者の退去を完了させ当該資産の全部を使用しておりません。

②　未利用資産となっていたため、これを譲渡処分することとしたため。

⑶　国庫納付等の方法

①　現物による納付

②　譲渡収入による現金納付

⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

①　収入はありません。

②　69,700,000円